



信達の歳時記

ホームページもご覧下さい  
福島法人会 検索 <http://f-hojin.or.jp>

「から松林コンサート」(伊達郡川俣町)  
福島県民俗芸能文化写真・映像保存協会事務局長 遠藤寛行さん撮影  
(2008年9月撮影)

平成25年9月1日発行 第498号

# ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクター けんたくん

2013

9

## 私のポケット

八月のお盆前から急激に暑くなり、全国各所ではゲリラ豪雨にみまわれ、この福島でも大きな被害が出た地域がありました。自然の力の怖さを改めて痛感させられました。しかし数年前までは、ここまでゲリラ豪雨はなかったように思います。私たちが普段している生活が環境に大きな影響を与えていることも再認識させられました。

仕事柄、書類の電子化についてお話をすることがあります。そもそも電子化は何のためか？と考えました。いきついたのは『記録』と『記憶』のマッチングです。例えば数年前に保存したあの書類はどこだと曖昧な記憶で検索し電子化がしてあれば記録として文書が見つかる。企業によって、どの視点で検索をしたいかが違うと思います。イコール、その視点から電子化の階層を決めていく必要がある訳です。

前段で昨今、災害が多くなっていることからBCP対策で文書の電子化が有効であるとの認識を持たれている企業も多くなっております。電子化はBCP対策と合わせて業務効率の改善と向上も図れる手段になるのではないのでしょうか……。

(高橋記)

## 着任あいさつ



福島税務署長

船形 丈比古

七月の定期人事異動により、福島税務署長を拝命いたしました船形でございます。

公益社団法人福島法人会の皆様には、日頃から税務研修会、租税教室の開催及び税務情報の広報紙への掲載など、税務行政に対しご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

税務行政の円滑な運営には、福島法人会をはじめ、関係団体のご理解とご支援は不可欠であり、引き続きよろしくお願いいたします。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から二年五ヶ月が経過いたしました。私は前任がいわき税務署ということもあり、被災地の復旧状況を見ておりますが、瓦礫の撤去や搬出はかなり進んでいるものの、被災地の住宅設備をはじめその先の段階に進んでいる地域はまだまだ少ないと感じております。

また、福島県の原因事故の避難指示区域においては、国や自治体による避難区域の再編に向けた調整、除染の取

組が進められており、住民帰還に向けた取組が見られる一方、依然として厳しい状況が続いていると感じております。

こうした状況の下、インフラ整備事業など震災復興事業が本格化していることもあり、東北管内の経済情勢は東日本大震災からの緩やかな回復の動きが続いており、特に福島県内においては企業立地の動きが活発で、「ふくしま産業復興企業立地補助金」の後押しもあり立地件数は管内トップとなっているやに聞いております。

私どもといたしましては、震災発生以降、被災された納税者の方々への対応を最優先とし、被災された納税者の方々の立場に立つたきめ細かな税務行政を心掛けてまいりました。

今後とも被災された納税者の方々のおかれていた状況や心情等に十分配慮し、適切に対応するとともに、震災前の事務運営への回復を目指し取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

さて、福島法人会におかれましては、公益社団法人への移行登記も完了したことに伴い、監督官庁がこれまでの仙台湾税局から福島県へと変わることであります。福島法人会の皆様と私どもの協関係が変わるものではないかと

私ども税務署といたしましてはこれまでと同様に、法人会活動の一層の活性化のため、福島法人会との連携・協調に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも積極的な事業活動を展開していただきますようお願いいたします。

さて、私ども税務署では税務行政の重要課題として「e-Taxの普及・拡大」に取り組んでおります。

福島法人会におかれましては、e-Taxの普及・推進を事業活動に掲げ、各企業の利用はもとより、役員や従業員の方々の利用についても、積極的に取り組んでいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。今後も、今後は特に源泉所得税のダイレクト納付、e-Taxによる法定調書の提出及びe-Taxによる納税証明書等の交付請求の3手続について、積極的に利用勧奨を行ってまいりたいと考えておりますので、より一層のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、公益社団法人福島法人会と会員企業の皆様の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 福島税務署人事異動

七月十日付で、国税庁、仙台湾税局の定期人事異動が発令されました。

福島税務署の法人関係部門の主な異動は次のとおりです。(敬称略)

### 【新任】

署長

船形丈比古

(いわき税務署署長)

副署長

松島 昌吾

(関東信越国税局総務部)

会計課課長補佐)

特別調査官

渡邊 眞一

(古川税務署酒類指導官)

法人課税第一部門統括官

平栗 茂之

(仙台湾税局課税第二部

資料調査課総括主査)

法人課税第四部門統括官

西崎 健一

(仙台湾税局調査査察部

査察第三部門主査)

### 【転任】

仙台湾税局課税第二部次長

伊藤 文夫 (署長)

仙台北税務署法人課税第一部門統括官

国井 利樹 (法人課税

第一部門統括官)

石巻税務署法人課税第二部門統括官

清水 浩 (法人課税

第四部門統括官)

「所得税の記帳・記録保存制度の対象者の拡大について」

平成26年分から所得税の記帳・記録保存制度の対象者の要件が変わりま  
す。来年から言うことも知りな  
い方が多いようです。では、何がどの  
ように変わるのでしょうか。

現行の記帳制度と記録保存制度につ  
いては、

1 記帳制度

その年において不動産所得、事業所  
得又は山林所得を生ずべき業務を行う  
者（青色申告者を除く。以下「事業所  
得者等」という。）で、その年の前々  
年分又は前年分のこれらの所得の金額  
の合計額が300万円を超えるもの  
は、帳簿を備え付けて、これらの業務  
に係る総収入金額及び必要経費に関す  
る事項を記録し、かつ、その帳簿書類  
を保存しなければなりません。

2 記録保存制度

事業所得者等で、その年の前々年分  
又は前年分の確定申告書若しくは総収  
入金額報告書を提出しているもの又は  
これらの年分のいずれかの年分の所得  
税につき決定を受けているものは、こ  
れらの業務に関して作成し、又は受領  
した帳簿及び書類を保存するものとす

る。と規定されています。

現行の記帳制度と記録保存制度では  
対象者が異なっています。

平成26年1月1日以後は、

事業所得者等は、帳簿を備え付けて、  
これらの業務に係る総収入金額及び必  
要経費に関する事項を記録し、かつ、  
その帳簿及びこれらの業務に関して作  
成し、又は受領したその他帳簿及び書  
類を保存しなければならない。と改正  
されます。

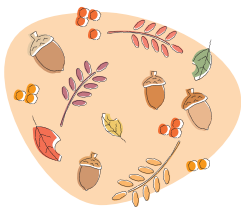
所得の金額・確定申告書等を提出す  
る等の要件がなくなるので、

その年において不動産所得、事業所  
得又は山林所得を生ずべき業務を行  
う全ての者（青色申告者を除く。）が、  
記帳制度と記録保存制度の両方の対象  
者です。所得税の申告の必要がない方  
も、記帳・記録保存制度の対象となり  
ます。

青色申告者には別途、帳簿書類の備  
え付け・保存義務規定があります。

今年分からの記帳をはじめてはいか  
がでしょうか。

東北税理士会福島支部 飯田真理子



県税からのお知らせ

〈福島復興再生特別措置法による  
県税の課税免除について〉

避難解除区域等（※1）内において、

知事の確認（※2）を受けた既存の  
事業者が、平成28年3月31日までの  
間に、一定の要件に該当する施設又  
は設備の新増設を行い事業の用に供  
した場合には、申請により法人事業  
税、個人事業税又は不動産取得税の  
課税免除を受けることができます。

また、企業立地促進区域（※3）  
内において、知事の認定（※4）を  
受けた新規事業者が、新増設を行

事業の用に供した場合も、同様です。

詳しくは、最寄りの地方振興局県税  
部までお問い合わせください。

（※1） 避難解除区域、避難指示解除準  
備区域、居住制限区域

（※2） ※1の区域内に平成23年3月11  
日において事業所が所在してい  
たことの確認

（※3） 避難解除区域、避難指示解除準  
備区域、居住制限区域（※1に  
同じ）

（※4） 作成した避難解除等区域復興再  
生事業実施計画の認定  
（県庁税務課）

税に強くなろう。  
私たちは、  
法人会です。

法人会 法人会は、様々な問題を、正しい知識、最新の法規に基づいて迅速かつ正確に対応いたします。 011-233-0111 法人会 法人会

経ニヤ やましろし



有限会社 佐藤新聞店  
代表取締役  
**佐藤真也氏**  
(福島市飯坂町字八景9-1)  
TEL (024)542-3731

新聞店の取材だから余り面白い話題は無いだろうと伺ったら、完全に予想は裏切られた。新聞店に足を踏み入れたらショールームのようなレイアウトになっていて何故か新鮮。事務所の女性たちは、お客様の役に立ちたい、という雰囲気を持っている。応対が親切だ。

初代の佐藤国七氏は喜多方の三宅新聞店で修業し、飯坂の駅前に新聞店を構えたのが創業だという。

現社長の真也氏を述べる前に、二代目の光衛氏について語ってみたい。現在、隠居して「光右衛門」とドラマ・水戸黄門のチリメン問屋の名を名乗っているが、なかなかどうして凄い人物なのである。

昭和十六年生まれ。東京の印刷所で働き二十歳のとき福島に戻り、新聞販売店の跡を継ぐ。光衛氏の時代の先を読む能力には素晴らしいものがある。いち早くコンピュータによる顧客管理、チラシを折り込む機械の導入など、常に業界の先端を走っている。特筆すべきは、顧客獲得の粗品進呈を中止し「ギャラリー卓(ふくろろ)」を隣に開設、無料で開放し、市民や観光客にサービスを提供している。

現社長の真也氏、この人も変わった経歴をもっている。昭和四十五年、飯坂に生まれたが、子供の頃から新聞店を継ぐ心構えはしていた。ところが父から「家は継がなくてもよい。自分の好きな道を歩きなさい」と言われた。

県立福島高校を卒業すると東北文科大学専門学校の臨床工学科に入り臨床工学科士国家資格を取得、郡山の星総合病院に入社した。簡単にいうと、心臓カテーテル検査治療や人工ペースメーカー、人工心臓業務に従事した。そして福島県臨床工学科士会会長に就任、関係各学会での教育講演やセミナーの講師を務めた。五年間頑張ったが余りの忙しさに体調を崩し、平成二十年、星総合病院を退職、佐藤新聞店に入社した。翌年、光衛氏は全ての肩書を真也氏に譲った。大抵は会長とか顧問とか相談役として残るのが普通だが、何もいらぬ、という。真也氏も困って「ギャラリー卓」の館主として残ってもらった。光衛氏の趣味は卓とバイク。卓のコレクションはフクローにちなんで2960点を陳列した。見に来た客の一人が「どうしてもこの卓が欲しい」とねばる。しょうがないのでバイクで北海道まで買



【9月のこよみ】  
敬老の日  
「この字は出さん方が…」

いにいった。欲しいという客が多いので、それでは沢山仕入れて販売しようと考えた。現在ではギャラリーの各コーナーに約4万2千点の卓がぎっしりと並べられている。息が詰まりそうだ。

光衛氏は最近思っていることをカレンダーにまとめて客に差し上げていく。日めぐりで「今日やることは今日しか出来ない。あしたは明日のやることがある」など、なるほどと思う人生観が書かれている。

佐藤新聞店は社会貢献部門と経営革新部門で福島商工会議所から今年W受賞。

真也社長の社会貢献度も半端ではない。現在でも国際メデイカル・テクノロジー臨床工学科の講師を務めているほか、福島法人会青年部会、中小企業家同友会、商工会議所、飯坂町商工会など数え切れないほどの役職を持っている。

お知らせ

- 25.8.6 第1回正副会長会議
- 25.8.22 婚活委員会
- 25.8.27 第1回組織・厚生合同委員会
- 25.8.28 セミナー「顧客満足を引き出す！苦情・クレーム上手な対応」  
講師：柴田純男氏(柴田CSマネジメント株式会社代表)
- 25.8.29 第2回税制委員会



挨拶をする吉川会長



第1回正副会長会議